○財務省告示第八十二号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

独立行政法人日本学生支援機構（神奈川県横浜市緑区長津田町四二五九番地）	官民協働海外留学支援制度大学全国コースに係る費用（平成二十八年度事業分）	平成二十八年三月二十五日から平成二十八年九月三十日まで

○厚生労働省告示第八十五号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二条の三の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十八年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○・〇〇九三〇

○農林水産省告示第八百五十号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十五日　農林水産大臣　森山　**裕**

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者
蛎崎漁港	第一種漁港	青森県むつ市	むつ市

変更年月日　平成二十八年四月一日

○農林水産省告示第八百五十一号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）及び農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百四十号）の施行に伴い、並びに独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）第三十二条の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百三十二号（独立行政法人農業者年金基金法施行規則第三十二条の農林水産大臣が指定する地域等を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十五日　農林水産大臣　森山　**裕**

第一号ハ中「小笠原諸島振興特別措置法」を「小笠原諸島振興開発特別措置法」に、「第二条第一項」を「第四条第一項」に改め、第三号ニ中「第六条第二項第三号」を「第二条第二項第三号」に改め、第四号イ中「及び」を「並びに」に改め、「の区」の下に「及び総合区」を加える。

○農林水産省告示第八百五十二号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第七条第二項の規定に基づき、平成二十四年一月四日農林水産省告示第九号（種畜の等級の判定基準を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

別記1の1の⑶の②の評価基準の表を次のように改める。

	日齢枝肉重量	脂肪交雑（Beef Marbling Standard）
黒毛和種	567(607) g 以上	5.8(3.3)以上
褐毛和種（熊本系）	650 g 以上	3.8以上
褐毛和種（高知系）	580 g 以上	3.7以上
日本短角種	625 g 以上	2.1以上

別記1の2の②のアの評価基準の表を次のように改める。

	1日平均増体量	飼料要求率	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
ヨークシャー種	750 g 以上	3.2以下	32cm²以上	2.0cm以下
バークシャー種	759 g 以上	3.2以下	32cm²以上	2.0cm以下
ランドレース種	950 g 以上	2.8以下	36cm²以上	1.6cm以下
大ヨークシャー種	970 g 以上	2.8以下	36cm²以上	1.6cm以下
ハンプシャー種	1,030 g 以上	2.8以下	38cm²以上	1.5cm以下
デュロック種	1,030 g 以上	2.8以下	38cm²以上	1.5cm以下
相対重要度	3	2	1	2

別記1の2の②のイの評価基準の表を次のように改める。

	1日平均増体量	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
ヨークシャー種	750 g 以上	32cm²以上	2.0cm以下
バークシャー種	750 g 以上	32cm²以上	2.0cm以下
ランドレース種	950 g 以上	36cm²以上	1.6cm以下
大ヨークシャー種	970 g 以上	36cm²以上	1.6cm以下
ハンプシャー種	1,030 g 以上	38cm²以上	1.5cm以下
デュロック種	1,030 g 以上	38cm²以上	1.5cm以下
相対重要度	3	1	2

○農林水産省告示第八百五十三号

独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第一条の二第一項第二号及び第二項並びに第四条第二号の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百二十七号（独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一中「〇・七五パーセント」を「〇・五〇パーセント」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三

年齢	性別		年齢	性別	
	男子	女子		男子	女子
20歳	56.98485	60.36699	43歳	39.65396	43.43273
21歳	56.27028	59.66893	44歳	38.85918	42.65570
22歳	55.55248	58.96739	45歳	38.06121	41.87552
23歳	54.83120	58.26252	46歳	37.26022	41.09217
24歳	54.10644	57.55423	47歳	36.45632	40.30576
25歳	53.37807	56.84241	48歳	35.64970	39.51627
26歳	52.64602	56.12704	49歳	34.84056	38.72410
27歳	51.91033	55.40810	50歳	34.02878	37.92926